

1. 私有道路用地取得事業について

- 私有道路用地取得事業とは、個人が所有している私道を大和市に寄附する事業になります。この事業を進めるにあたって、初めに事前相談を行い、移管を希望する私道の調査報告書を提出していただきます。
- また、申出にあたっては代表者を決めて頂きます。代表者は関係地権者の取りまとめや、市担当者との連絡窓口となり事業を行って頂きます。
- 私有道路用地を大和市に寄附するためには、本市が定めた様々な条件を満たしていかなければなりません。

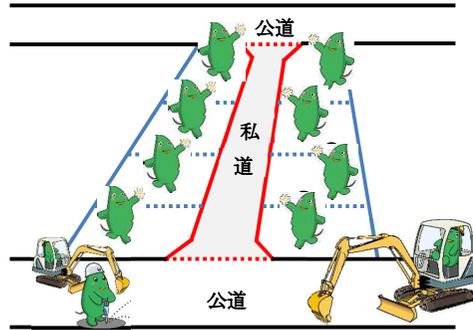
【私有道路の移管要件】

1. 道路の幅員が 4.0m 以上あること。
2. 私道の起点及び終点が公道に接続していること。
3. 行き止まり道路の寄附は、幅員が 6.0m 以上の場合、道路の延長が 35.0m 以上、幅員が 6.0m 未満の場合、終端及び 35.0m 以内ごとに自動車の転回広場が設けられていること。
4. 交差箇所は延長 2.0m 以上の隅切りが両端に設けられていること。ただし、やむを得ず片側隅切りの場合は 4.5m 以上設けられていること。(隅切り形状は、二等辺三角形であること)
5. 私道用地内の地上、地下、上空すべてにおいて支障となる占有物がないこと。
6. 私道用地内の雨水が適切に処理されていること。また、溢水等による被害がないよう接続している公道との道路勾配が適切に確保されていること。
7. 私道用地に隣接している土地の生活排水等が適切に処理されていること。
8. 私道用地に所有権以外の権利が設定されていない、または所有権以外の権利を抹消することができること。
9. 位置指定道路については、上記 1～8 を満たしており、位置指定された時点の要件を満たしていること。
10. 開発行為により築造された道路については、上記 1～8 を満たしており、開発行為が行われた時点の基準を満たしていること。

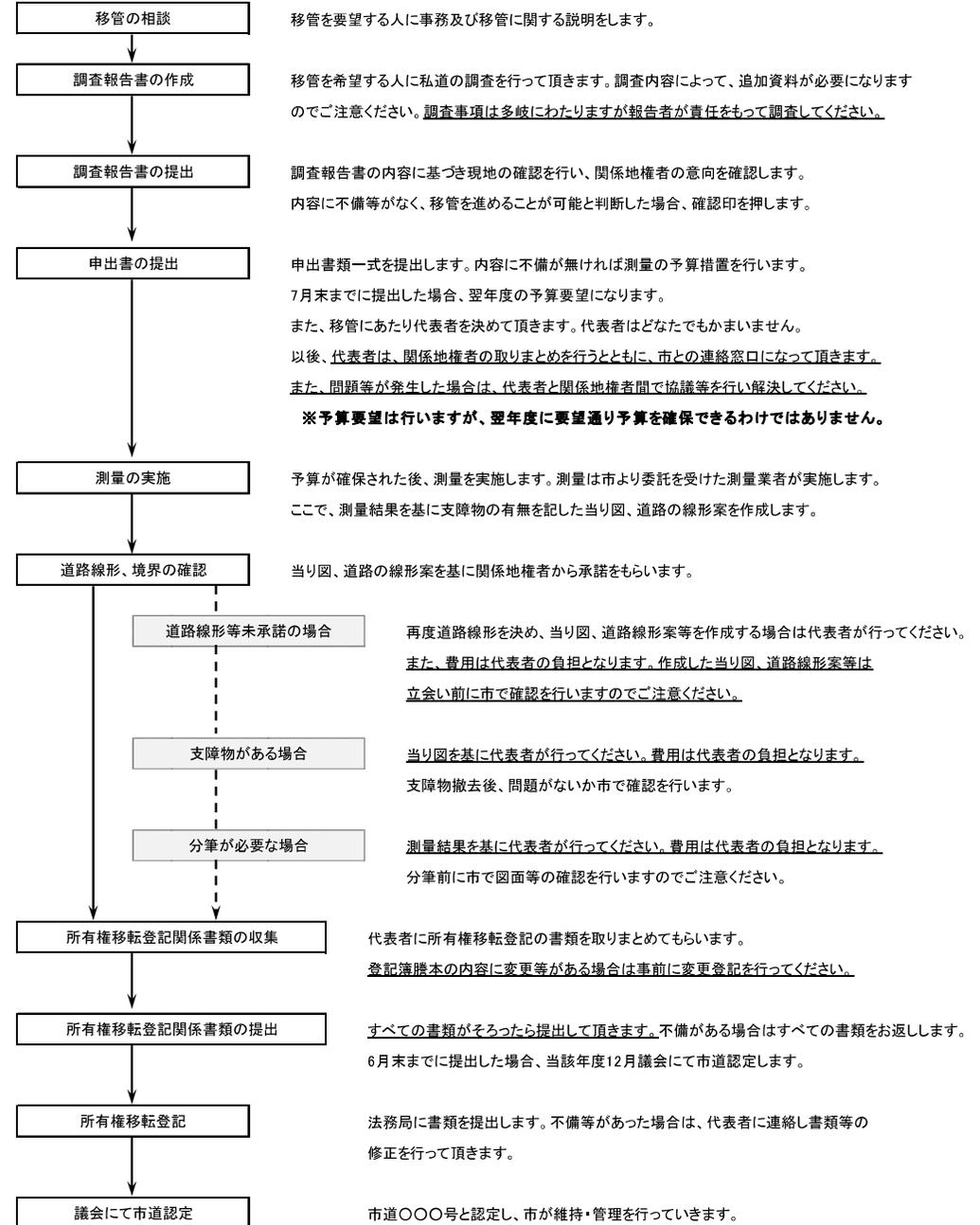
【私有道路用地取得事業についての注意事項】

私有道路用地を大和市に寄附するためには、本市が定めている条件を満たしている必要があります。その際、事前に解決できること、業務が進行していく過程で問題が発生することがあります。例えば、業務進行中に相続行為が必要となり、相続が困難になる場合や、隣接土地所有者との間で境界問題が発生した場合など考えられます。このような場合、事業の進行が中断してしまうため、代表者及び関係地権者間で協議をし「問題が解決できない」と本市が判断した場合、私有道路用地取得事業は打ち切りとなります。

また、私有道路用地の測量費は市で負担しますが、支障物の撤去費や分筆登記等の費用はすべて関係地権者が負担することになります。場合によっては費用を出す人、費用を出さなかった人と公平を欠くことになるため、代表者及び関係地権者間で事前に十分協議を行ってください。



2. 私有道路用地取得事業の流れ



ご不明な点がある場合、道路管理課管理係(046-260-5403)までご相談下さい。